

南会津からはじめる健康チャレンジ事業業務委託仕様書（案）

1 本仕様書について

この仕様書は、委託者「福島県」（以下、「甲」という。）が、受託者「 」(以下、「乙」という。) に委託する表記事業について必要な事項を定めたものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 本事業の目的

BMI や血圧に関するリスク項目、またメタボリックシンドローム予備群該当者割合が男女ともに高い状況にある南会津地域（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町。以下「本地域」という。）の健康課題の解決を図るため、令和7年度に開発した減塩や地域の特産品を活用した健康への配慮と健康関心度を高めるレシピ（以下「健康レシピ」という。）を活用し、地域住民の食生活改善及び健康意識の向上を図る。

また、健康レシピや本地域の食文化・特産品の魅力を地域内外へ広く発信することで、地域振興及び交流人口の拡大につなげる。

3 契約期間

委託契約の日から令和9年3月15日（月）まで

4 業務内容

(1) 健康レシピの普及拡大

ア 乙は、健康レシピの開発に携わった団体（以下、「開発団体」という。）や関係機関と連携し、各家庭での普及に向けた取組を行うほか、本地域の飲食店やスーパーマーケット、宿泊施設等において健康レシピが提供されるよう調整を図ること。

イ 健康レシピの提供先は4か所以上（1開発団体1か所以上）を目標とする。

なお、提供先については、甲乙協議の上で決定する。

ウ 提供に当たり必要な関係機関との調整は乙が行うこと。

(2) 情報発信

ア 本地域のイベント等において、健康レシピを提供し、普及啓発を図ること。

1つ以上のイベント等で提供することとし、必要な関係機関との調整や手続きは乙が行うこと。

イ 当局の SNS（Instagram、note 等）を活用し、健康レシピの魅力や活動の様子等について、事業期間中に10回以上発信すること。また、関係団体等とともに、健康レシピの普及拡大を図るため、開発団体等による個々の発信を促すとともに、当局 SNS の閲覧数増加やフォロワーの拡大に努めること。

(3) アンケート調査及びフィードバック

健康レシピ提供先およびイベント参加者を対象にアンケート調査を行い、その結果を開発団体にフィードバックすること。

(4) その他

予算の範囲内で本事業の目的達成のために有効な取り組みについては、事前に甲の了承を得た上で実施すること。

例) 発酵食品など統一テーマによる新レシピの開発など

5 本事業の対象経費

本事業の対象経費は「4 業務内容」を実施するために必要な経費とし、業務と関連が認められない経費は対象としないものとする。

6 成果物・提出書類

(1) 成果物

業務実施に係る実績を委託事業実績報告書として作成、提出すること。なお、委託事業実績報告書には、次の項目を含むこと。

ア 委託事業の実施内容

イ 委託事業の成果

ウ 委託事業の実施により得られた成果物

エ その他、事業実績の説明に必要な資料

※ 報告書は紙媒体1部のほか、電子データ（PDF形式とする）でも提出すること。

(2) 提出書類

ア 契約締結後速やかに提出するもの

(ア) 委託業務着手届（第1号様式）

(イ) 事業実施概要及び業務行程表（任意様式）

(ウ) 責任者・担当者一覧（任意様式）

イ 事業完了後速やかに提出するもの

(ア) 委託業務完了届（第2号様式）

(イ) 収支内訳書（任意様式）

7 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、予め甲と協議し、甲の承認を得ること。

(2) 業務内容の数量未達等の場合の対応

本仕様書で定める回数や参加者数等の数量に満たないと明らかになったものがある場合又は本仕様書に基づく委託業務を履行できなかった場合は、甲と乙の協議により内容を変更する、又は再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額をするものとする。

(3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲と乙が協議して定めるものとする。

8 著作権の取扱い

(1) 本事業の実施に当たっては、著作権の取扱いには十分に注意すること。

(2) 本事業の実施に伴う著作権の権利は、甲に帰属するものとする。

9 機密の保持

乙は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

10 再委託の制限

乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。